沖縄戦における集団自決に対する防衛研究所の認識に関する質問主意書

出者 鈴木宗男

提

## 沖縄戦における集団自決に対する防衛研究所の認識に関する質問主意書

防衛研究所という防衛省所属 の機関があると承知するが、 防衛研究所の設立理念及びその主たる業務に

つき説明されたい。

現地参戦者の手記による「集団自決の渡嘉敷戦」と「座間味住民の集団自決」の、 第二次世界大戦時の

沖縄戦における集団自決についての資料に、 渡嘉敷島では海上挺進隊第三戦隊長だった故赤松嘉次さん、

座間味島では同第一戦隊長だった梅沢裕さんが集団自決を命じたとの旨書かれていることについて、 防 衛

研究所が 「集団· 自決は戦隊長命令でなかったことが証明されている」との見解 (以下、 「見解」 とい

う。 )を付けた 「防衛研究所戦史部」 の資料 (以下、 「資料」という。) を作成し、 同研究所の図 書館

で

般公開していたことが明らかになったと、二〇〇八年一月十三日付の新聞が報じているが、 右報 道 の内

容は事実か。

 $\equiv$ 二が事実ならば、 「資料」を作成した防衛研究所の部局並びに担当責任者について明らかにされたい。

四 「資料」 の作成は、 一の防衛研究所の設立理念及びその主たる業務に該当するか。

五 「資料」 で防衛研究所が沖縄戦における集団自決に軍の命令はなかったと主張する根拠を明らかにされ

\_.

たい。

六 政府答弁書 (内閣衆質一六六第四一九号)で政府は 「沖縄戦において不幸にも自決された沖縄の住民の

すべてに対して、自決の軍命令が下されたか否かについて、政府としては現時点においてその詳細を承知

していない。」と答弁しているが、「資料」の「見解」は、右の政府答弁の内容に反するのではないの

か。

七 「見解」は削除すべきではないのか。防衛省の見解如何。

右質問する。